

◎新潟県告示第799号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16号の規定により、長岡市の中之島土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成30年7月17日

新潟県三条地域振興局長

1 退任

理事 長岡市池之島915番地 田中 一栄

退任年月日 平成30年6月30日